

## 条例の趣旨、解釈及び運用

### 第8条第1項 目的外の利用又は提供の制限

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。
- (5) 国等に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。

#### 1 趣旨

本条は、実施機関が収集した個人情報を、当該個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供すること（以下「目的外の利用又は提供」という。）について制限を定めたものである。

本項本文は、実施機関は、目的外の利用又は提供をしてはならないとの原則を定め、ただし書は、例外的に目的外の利用又は提供をすることができる場合を定めたものである。

なお、実施機関が個人情報を取り扱う事務を委託する際に、その業務に必要な個人情報を提供する場合は、個人情報の外部提供には当たらず、第12条に規定する委託に伴う措置により適正に取り扱うものとする。

#### 2 解釈

##### (1) 本文関係

###### ア 「利用」

実施機関が当該実施機関の内部で個人情報を取り扱うことをいう。

例えば、本市の市長事務部局のA課が保有する個人情報を同じ市長事務部局であるB課において使用する場合をいう。

###### イ 「提供」

実施機関が当該実施機関以外のものに個人情報を使用させるため渡すことをいう。

例えば、本市以外のものに提供する場合はもとより、他の実施機関に提供する場合及び刊行物等により不特定多数のものに対し公表する場合も含まれる。

なお、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲内での利用又は提供や、個人に関する情報であっても特定の個人が識別できないものの利用又は提供は、本項の適用を受けない。

## (2) 第1号関係

本号は、実施機関が目的外の利用又は提供をすることについて、本人の同意を得て行う場合や、本人に提供する場合には、本人の権利利益の侵害が生じるおそれは少ないと考えられるため、例外としたものである。

ただし、本人の同意があるときや本人に提供するときであっても、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは目的外の利用又は提供を行うことはできない（本条第2項）。例えば、本人の同意があるとしても、その同意が強制されたものである場合や、個人情報の中に第三者の情報も含まれている場合などは、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられる。

「本人の同意があるとき」とは、第7条第2項第1号の規定と同じ意味である。

なお、申請書等の記入要領等に、あらかじめ、目的外の利用又は提供を行う旨が記載されている場合は、本人の反対の意思表示のない限り、本号に該当するものとして取り扱うものとする。この場合において、申請等の趣旨から、目的外の利用又は提供することに同意することが、申請等の条件にならないよう、記入要領等の記載に際し、十分留意すべきことは言うまでもない。

## (3) 第2号関係

本号は、個人情報の目的外の利用又は提供をすることが、法令等に規定があるときは、例外としたものである。

「法令等」とは、第7条第2項第2号の規定と同じ意味である。

「法令等に定めがあるとき」とは、次のア、イ及びウで例示するような、条文上あるいは解釈上、目的外の利用又は提供ができることを明らかに定めている場合に限るものとし、エで例示するような、それが単に実施機関に対し目的外の提供を求めることができる根拠を与える規定であり、目的外の提供そのものは実施機関の任意的な判断による場合は含まない。

### ア 利用が義務付けられている例

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第1条第2項

「・・・学齢簿の編製は、・・・住民基本台帳に基づいて行なうものとする。」

### イ 提供が義務付けられている例

(ア) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条

「裁判所は、・・・文書の所持者に対し、その提出を命ずる。・・・」

(イ) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第99条第1項

「裁判所は、必要があるときは、証拠物又は没収すべき物と思料するものを差し押さえることができる。・・・」

ウ 罰則により解釈上、提供が義務付けられている例

(ア) 地方自治法第100条第1項及び第3項

「普通地方公共団体の議会は、・・・選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。」

「第1項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、・・・罰金に処する。」

(イ) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条及び第188条

「徴収職員は、・・・次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類・・・を検査することができる。

(1) 滞納者

(2) 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

(3) 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

(4) 滞納者が株主又は出資者である法人」

「次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第141条の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

(2) 第141条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者」

エ 提供は実施機関の判断による例

(ア) 民事訴訟法第186条

「裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に囑託することができる。」

(イ) 刑事訴訟法第197条第2項

「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」

(ウ) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2第1項

「弁護士は、・・・所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。・・・」

(4) 第3号関係

本号は、緊急性があるときに目的外利用又は提供の禁止の原則を貫くことは、かえって個人の生命、身体又は財産の安全を欠くことになるため、例外としたものである。

ア 「個人の生命、身体又は財産の安全を守る」

火災、地震等の災害、事故、犯罪又は紛争等から本人又は他人の生命、身体又は財産の安全を守ることをいう。

イ 「緊急かつやむを得ない」

時間的余裕がなく、かつ目的外利用又は目的外提供をする以外に適当な方法がない場合をいう。

(5) 第4号関係

本号は、当該実施機関の内部で利用する場合や、他の実施機関への提供については、同一実施機関の内部で使用することや、提供の相手方が本市の機関であることを考慮して設けたものであるが、たとえそれらの機関であっても、「個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき」に限り、例外としたものである。

「個人情報を使用することに相当の理由がある」とは、利用すること又は提供の相手方が当該個人情報を使用することについて、住民負担の軽減、事務効率の向上による処理の迅速化等、客観的かつ合理的な必要性及び正当性があることをいい、実施機関が恣意的に判断することは許されない。相当な理由があるかどうかは個人情報の内容や利用目的等を勘案し、実施機関が個別に判断するものとするが、目的外利用・提供の原則禁止の例外として認めるにふさわしい理由でなければならない。

(6) 第5号関係

本号は、提供の相手方が公の機関又はこれに準ずる団体であることを考慮して設けたものであるが、たとえそれらのものであっても、「提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき」に限り、例外としたものである。

なお、本号に該当するとして、電子計算機処理に係る個人情報を国等に提供しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。(第10条第2項)

ア 「提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠」

提供を受ける国等が所掌する事務の趣旨、目的等を考慮し、提供する個人情報が当該事務の目的を達成するために欠くことができない場合をいう。

イ 「当該個人情報を使用することにやむを得ない理由がある」

実施機関の保有する個人情報を使用しなければ、国等が所掌する事務の目的が達成できず他に適当な収集の方法がない場合をいう。

(7) 第6号関係

本号は、本項の第1号から第5号までに該当しない場合についての規定であり、「千葉市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で」とは、本号の規定により個人情報を利用し、又は提供しようとする前に、審議会の意見を聴かなければならないということである。その上で、「公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由がある」と実施機関が判断したときは、例外とした。

なお、審議会答申第2号（平成18年3月31日）により審議会の意見を聴いた次に掲げる類型については、改めて審議会の意見を聴く必要はないが、その実績を審議会に報告するものとする。

|   | 類型  | 理由  |
|---|---|---|
| 1 | <p>栄典、表彰等の選考</p> <p>栄典、表彰等を行うため、候補者に関する個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国等に提供する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>   | <p>本人から収集すると、情報の客観性、正確性を確保することが困難であり、選考の公正性が損なわれるおそれがあるため</p> <p>本人から収集すると、候補者に事前に期待を抱かせるおそれがあるため</p> |
| 2 | <p>研究、統計資料作成</p> <p>専ら学術研究又は統計資料作成のために、個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国等に提供する場合</p> <p>この場合、原則として、特定の個人が識別されない形式で利用し、又は提供するものとする。ただし、特定の個人の識別ができなければ学術研究等の目的を達成することができず、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限り、識別性を有する形式で利用し又は提供することができるものとするが、統計資料作成後は速やかに個人情報を識別できない形式で取り扱うものとする</p> | <p>学術研究又は統計資料の作成において、研究等の成果が公益に資するなど、公益上の必要性が認められるため</p>  |
| 3 | <p>案内状等の送付</p> <p>挨拶状、会議等の案内等を送付するために個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>  | <p>実施機関が実施した事業の参加者等に対し、関連する事業や催し物等の案内をしたり、審議会等の委員に対し、儀礼上の必要性等から挨拶状や関係資料を送付したりする場合があるため</p>            |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 4 | <p>アンケート対象者の抽出</p> <p>アンケート調査や実態調査等を行うときに、対象者を選定するため、個人情報を実施機関内部で利用したり、他の実施機関に提供したりする場合</p> <p>ただし、当該個人情報を使用することに公益上の必要がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p> | <p>事務事業に係るアンケートを行うときに、対象者を抽出することが事務の性質上必要である場合があるため</p>   |
| 5 | <p>報道機関への提供</p> <p>報道機関へ発表し、又は報道機関からの取材に対応するため、個人情報を提供する場合</p> <p>ただし、市民等に知らせることに個人情報保護の利益を上回る利益を有し、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>   | <p>対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、報道された場合の影響等から判断して、社会通念上許容される範囲内で報道機関へ提供することが必要な場合があるため</p> <p>事故等特別の理由があるときに、発表することが公益上必要なことがあるため</p>                        |
| 6 | <p>弁護士法の規定に基づく提供</p> <p>弁護士法第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づく弁護士会からの照会に応じて個人情報を提供する場合</p> <p>ただし、当該個人情報を使用することに公益上の必要がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る</p>              | <p>法律の規定に基づく照会であり、当該規定の趣旨を踏まえて対処することが必要である場合があるため</p> <p>提供先の事務の公益性、個人情報の取扱方法等と市側の公益上の必要性、提供することによる支障の有無等を総合的に考慮した上で、弁護士会等へ提供する必要があると認められる場合があるため</p> |

### 3 運用

- (1) 単に実施機関に個人情報の目的外の提供を求められることができるとの法令等の規定に基づいて提供を求められた場合は、実施機関の当該目的外の提供は任意的なものであるため第 2 号の該当とせず、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないかどうか、目的外の提供の趣旨及び目的、提供する個人情報の内容、性格等を十分検討して、第 4 号から第 6 号までの規定に基づいて判断し、これに應ずるか否かの決定をするものとする。
- (2) 本項各号に該当するかどうかの判断については、目的外の利用又は提供を原則として禁止したことを踏まえ、厳格に解釈しなければならない。
- (3) 条例施行の際、現に行われている個人情報の目的外利用又は提供のうち、第 6 号の規定に該当するものについては、速やかに審議会の意見を聴くものとする。